

議案第 26 号

前橋市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

令和 2 年 3 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）

第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市長、市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（法第 243 条の 2 の 2 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免責することに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第 2 条 市長等は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、次条に規定する法第 243 条の 2 第 1 項の条例で定める額を控除して得た額について免れる。

(損害賠償責任の一部免責に関し条例で定める額)

第 3 条 法第 243 条の 2 第 1 項の条例で定める額は、市から同項の損害を賠償する責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第 203 条の 2 第 1 項又は第 204 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当又は単身赴任手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として市規則で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 市長 6

(2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4

(3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は公営企業管理者 2

(4) 市の職員（前 2 号に掲げる市の職員を除く。） 1

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。